

# 居宅介護支援重要事項説明書

株式会社 翔栄

ケアプランセンターみのり

# 重要事項説明書

(令和8年6月11日現在)

## ケアプランセンターみのり

### 1. 経営主体

法人名	株式会社 翔栄
所在地	和歌山県田辺市中万呂570番地の2
電話番号	0739-34-2335
FAX番号	0739-33-9035
代表者氏名	小川 ひとみ

### 2. 当事業所の概要

#### (1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンターみのり
所在地	和歌山県田辺市中万呂570番地の2
電話番号	0739-34-9012
FAX番号	0739-34-9013
介護保険指定業者番号	3072202074
サービス提供地域	旧田辺市(通常サービス提供地域)以外の地域は応相談
管理者	片家 卓哉

#### (2) 事業の職員体制

事業	職種	常勤兼務	常勤専従	非常勤	計
居宅介護支援	管理者	1	0	0	1
	主任介護支援専門員	1	0	0	1
	介護支援専門員	1	2	0	3
	事務員	1	0	0	0

#### (3) 営業時間

営業日時：月曜日から金曜日 8:30 から 17:30 まで(祝日含)

休日：土曜日・日曜日 及び 12月31日～1月3日まで

休日・夜間等に関しては緊急性が著しく高い場合はこの限りではありません。

○営業時間外は担当者携帯電話までご連絡下さい。

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの順序

#### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話やご来訪によりお申し込み下さい。

早速に介護支援専門員が訪問させていただき、本人や家族の意向を基に、介護保険サービスを適切に利用できるようご相談申し上げ、介護保険サービス等のフォーマルサービスに加え、インフォーマルサービスも計画に組み込むことで、文書による同意を受けて、サービス提供が安心して確保されるよう各事業所、施設、行政、医療関係機関との連絡調整、その他の便宜を行います。しかる後、利用者の同意を得て契約を締結しサービスの提供を開始します。

#### (2) 内容及び手続きの説明と同意

①居宅サービス計画作成に当たり、利用者から介護支援専門員に対して、複数のサービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求め

る事が可能であり、担当介護支援専門員は十分な説明を行います。

② 内容を利用申込者、又はその家族に説明を行うにあたり理解が得られるよう、丁寧に説明を行うと共に、理解・承諾を得た上で、本書に署名・捺印を得る事とします。

③ サービス提供の開始にあたっては、各サービスの前6か月の割合を文書及び口頭で説明し、理解を得る事とします。(訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙の通り)

### (3) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書もしくは口頭でお申し出下されればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供ができなくなる場合があります。その場合は、終了の1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご利用者又はご家族と相談の上、ご希望の居宅介護支援事業所をご紹介・引き継ぎをします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が介護保険施設等に長期入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は、要支援と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合
- ・天災により壊滅的に被災した場合。(職員の生命・安全を優先させて頂く場合含む)

### (4) その他

利用者またはその家族、親族が、介護保険法に規定する違反行為や、当事業所や担当介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為(虚偽の報告やハラスメント行為)を行った、又は行おうとした場合。社会通念上、常識を逸脱した言動が有り、改善の見込みが無く利用者本人やご家族に不利益が生じると判断した場合は、行政機関や関係機関(居住地の包括支援センター等)と連携し、口頭又は文書で通知することによりサービスをその月内に終了させて頂く場合があります。また介護支援専門員が心身に危険や負担を感じる際には、複数名で訪問をさせて頂くなどの対応をさせて頂きます。利用者の認知面の問題で、ハラスメント的な言動が生じた場合にはその限りではありませんが、専門医の診察をお勧めする事があります。

<ハラスメントに該当する事項(例)>

- ・理由のない過剰な要求
- ・暴言、脅迫、暴力行為
- ・緊急性のない長時間の執拗な電話や訪問
- ・個人攻撃や人格否定にあたる言動
- ・身体的特徴(スリーサイズなど)について話題にする
- ・性的な目的で身体に触る
- ・卑猥な冗談や性的な経験について質問する
- ・性的な噂を立てる、からかう
- ・性別や性的指向に基づく差別的発言

## 4. 利用料金

(1) 利用料(介護保険制度改正により変更が生じた場合は介護保険制度改正に基づく利用料となります。)

介護保険制度から10割給付されますので、原則個人の自己負担はありません。

ただし保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき次の金額を自費にて頂き当事業所からサービス提供証明書を発行致します。滞納等が解消次第、このサービス提供証明書を後日に市の担当窓口へ提出しますと、払い戻しを受けられます。

【居宅介護支援費(Ⅰ)】

要介護1・2 10,860円

要介護3・4・5 14,110円

【加算】

**特定事業所加算 Ⅲ** 1か月につき 3,230円

質の高いケアマネジメントを提供する事業所を評価するための加算。ケアマネジャーの配置人数やサービスの提供体制、職員の研修実施状況、地域包括支援センターとの連携などが評価される。

**初回加算** 1ヶ月につき 3,000円

新規の居宅サービス計画を作成する場合又は要介護認定区分が2区分以上変更された、若しくは要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画書を作成した場合

**入院時情報連携加算(Ⅰ)** 1ヶ月につき 2,500円

**入院時情報連携加算(Ⅱ)** 1ヶ月につき 2,000円

(1月に1回を限度に算定)

(Ⅰ)利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供をした場合

※入院日以前の情報提供を含む

※営業時間終了後、又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供をした場合

(Ⅱ)利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供をした場合

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む

**通院時情報連携加算** 1ヶ月につき 500円

(1月につき1回を限度に算定)

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うと共に、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

**退院・退所加算**

・(Ⅰ)イ 入院または入所期間中1回を限度に 4,500円  
カンファレンス参加あり・連携1回

・(Ⅰ)ロ 入院または入所期間中1回を限度に 6,000円  
カンファレンス参加なし・連携2回

・(Ⅱ)イ 入院または入所期間中1回を限度に 6,000円  
カンファレンス参加なし・連携2回

・(Ⅱ)ロ 入院または入所期間中1回を限度に 7,500円  
カンファレンス参加あり・連携2回

・(Ⅲ) 入院または入所期間中1回を限度に 9,000円  
カンファレンス参加あり・連携3回

(入院又は入所期間中に月1回を限度に算定)

病院若しくは診療所に入院していた者、又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険

施設に入所していた者が退院または退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

**緊急時等居宅カンファレンス加算** 月に2回を限度に 2,000円

病院又は診療所の医師又は看護師等と利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

**ターミナルケアマネジメント加算** 1ヶ月につき 4,000円

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したい上で、その死亡日および死亡前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医の医師及び居宅サービス計画書に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合

**中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算** (旧田辺市以外のサービス提供地域)

要介護1・2 543円

要介護3～5 706円

**\*各種加算については、その状態や地域に該当する項目がある場合のみ算定となります。**

以下の一定の条件を満たされていない場合に所定の単価の50%を算定します。

- イ. 居宅サービス計画を利用者に交付されていること。
- ロ. 特段の事情のない限り、少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、かつ、少なくとも1ヶ月に1回居宅サービス計画実施状況の把握の結果が記録されていること
- ハ. 要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について担当者から意見を求めている事。

\*上記の条件を2ヶ月以上継続している場合に所定の単価は算定しません。

以下の条件に該当した場合は、介護保険法により減算をします。

- イ. 正当な理由なく、当該事業所において前6ヶ月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、サービス等種別について、特定の事業の割合が正当な理由が無く80%以上である場合に減算。ただし、当該事業所のケアプラン数が一定数以下である場合等一定の条件を満たす場合を除く。

## (2)解約料

利用者は、この契約をいつでも解約することができ、その際に一切料金はかかりません。

## (3)支払方法

方が一料金が発生する場合は月毎の現金清算とし、毎月10日までに前月分の請求をしますのでお支払い下さい。

## 5. 当事業所の居宅介護支援事業の特徴等

### (1)運営の方針(サービス提供の基本理念)

当事業所の介護支援専門員は、利用者本人の自己決定を尊重し、本人だけでなく介護者や家族全体を総合的に理解することを重視し、利用者自らの責任で選択できるように側面的に支援していき、自発的な社会参加意欲の喚起を助長することを基本原則と致します。また、関係市町村、居宅サービス事業所、介護保険施設、医療関係機関等との交流を図り、より質の高い生活を確保するために必要な保健医療・福祉サービスの統合・調整体制を確保できるよう努力してまいります。

利用者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス計画書について、複数の事業所の照会を求めること、当該事業所をケアプランに位置付けした理由を求めることができることを説明します。

## (2)事業の目的

株式会社翔栄が開設するケアプランセンターみのりにおいて、実施する指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保する為に必要な人員、及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

## (3)居宅介護支援の実施概要

当事業所は、居宅サービス計画書作成にあたり、その課題分析の手法として居宅サービス計画全社協版を採用しています。

## 6. 利用者の秘密保持等

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

又、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

## 7. 事故発生時の対応等

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。又、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。

## 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

(2)虐待防止のための対策を検討する委員会の設置、また定期的な研修の実施を行います。

(3)虐待防止のための指針を整備しています。

(4)事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 9. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業者は検討委員会の設置(おおむね6か月に1回以上開催)また指針の整備、定期的な研修及び訓練を実施し、感染症の予防及びまん延の防止に努めていきます。

## 10. ハラスメント対策について

(1)事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2)利用者及びその家族、親族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 11. 業務継続計画(BCP)の策定等について

(1)感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為、及び非常時の態勢で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる物とする。

(2)介護支援専門員委対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 12. サービス内容に関する相談・苦情等

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情、及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情は次により承ります。

(1) 当事業所利用者の相談・苦情窓口

住 所 和歌山県田辺市中万呂570番地の2  
電 話 0739-34-9012  
F A X 0739-34-9013 (書面での場合)  
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00  
担 当 片家 卓哉(管理者)

(2) その他の窓口

当事業所以外にも、お住まいの市町村の相談・苦情担当窓口等にも苦情を伝える事ができます。

田辺市 やすらぎ対策課介護保険係 電話:0739-26-9941

上富田町 長寿課 電話:0739-33-7340

白浜町 民生課介護保険係 電話:0739-43-6593

みなべ町 健康長寿課 電話:0739-33-7234

和歌山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理相談窓口 電話:073-427-4662

和歌山県運営適正化委員会 介護保険課 電話 073-435-5527

\*ご不明なことがございましたら相談・苦情窓口にお尋ね下さい。

\*サービスについての相談や苦情がございましたら、ご遠慮なく連絡下さいますようお願い致します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者

〈事業者名〉 株式会社 翔栄 ケアプランセンターみのり 印

〈住 所〉 和歌山県田辺市中万呂570番地の2

〈管理者名〉 片家 卓哉

説明者 \_\_\_\_\_ 印

利用者〈住 所〉 \_\_\_\_\_

利用者〈氏 名〉 \_\_\_\_\_ 印

代筆者〈住 所〉 \_\_\_\_\_

代筆者〈氏 名〉 \_\_\_\_\_ (続柄) 印

事業者名 株式会社 翔栄

指定居宅介護支援事業所 ケアプランセンターみのり

住 所 和歌山県田辺市中万呂570番地の2